

	要綱等のページ	質問表題	質問要旨	回答要旨	補足説明
1	募集要項P.3 3.指定管理者が行う業務の範囲(3)	再委託先の承認について	応札段階では再委託先は予定ということでも問題ないでしょうか。	問題ありません。	再委託は、部分的な業務に限定しておりますので、業務ごとに分社化されている場合は、グループでの応募(募集要項P.6 IV 1参照)もご検討ください。
2	募集要項P.3 4.自主事業	自主事業内容について	自主事業につきましてカーシェアを検討しています。こちらは弊社ではなく再委託先での運営で問題ないでしょうか。また、応札段階ではカーシェア導入予定ということで問題ないでしょうか。	再委託先での運営で問題ありません。導入予定ということで問題ありません。	
3	募集要項P.3 4	自主事業について	水道や電気を使う場合、その費用は市と指定管理者のどちらの負担になりますか。	指定管理者の負担になります。	

	要綱等のページ	質問表題	質問要旨	回答要旨	補足説明
4	募集要項P.3 6.(1)	工事について	工事はいつから始めることができますか。	原則として、2019年4月1日から行うこととします。	
5	募集要項P.3 6. 駐車機器の設置等	既存機器撤去について	既存の券売機を撤去せずに、引き続き利用することは可能ですか。	可能です。	撤去することも可能ですが、撤去費用は、指定管理者の負担となります。なお、原則として、指定管理期間が満了したとき、現状に回復させる必要があります。(募集要項P.4 6(2) 参照)
6	募集要項P.3 6(1)	駐車機器について	入庫台数を常時表示させる装置とはどのようなものか。	入庫台数を入口等に表示する装置を想定していましたが、満空表示がある場合は、当該装置の設置は任意とします。	

	要綱等のページ	質問表題	質問要旨	回答要旨	補足説明
7	募集要項P.3 4. 自主事業	自主事業内容について	自主事業につきましてイベント開催等を提案することは可能でしょうか。	提案することは可能ですが、募集要項P.3 4. 自主事業(3)のとおり、設置目的を踏まえて適当でないと判断する事業の場合は、実施を承認しないことがあります。	
8	募集要項P.4 5. 自主事業	自主事業内容について	自主事業につきましてカーシェアを検討しています。カーシェアの導入時期は2019年4月1日からのスタートでなくてはならないのでしょうか。	必ずしも2019年4月1日からスタートする必要はありません。	
9	募集要項P.4 7	利用料金について	利用料金の額を、条例で定める金額の範囲内の額で、指定管理者が定めるとはどういうことでしょうか。	観光館駐車場条例で、駐車料金は30分ごとに100円(ただし、最初の1時間は、駐車時間に算入しない。)と規定されていますので、この範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めることができます。なお、周囲の駐車場と比較して著しく低い料金を設定することはできません。	

	要綱等のページ	質問表題	質問要旨	回答要旨	補足説明
10	募集要項P.4 7(3)	市に納入できる割合について	市に納入できる割合(X)は、どの様式のどこに記入するとよいでしょうか。	様式第4号9収支計画(1)基本的な考え方の欄に記入してください。	左記以外の場所に記入があった場合であっても、申請書の中から読み取れる場合には、その内容をもって選定審査を行います。
11	募集要項P.5 10.指定管理者と市の責任分担	10. 指定管理者と市の責任分担	火災事故等による施設の損傷の中で放火による損傷の負担は指定管理者と市のどちらでしょうか。また、「管理上の瑕疵(故意・重過失または自主事業による周辺住民への損害発生」とございますが、例えばどのようなことが考えられるでしょうか。	放火事件について指定管理者に管理上の瑕疵(故意・過失又は自主事業)が認められる場合には、指定管理者の負担とし、それ以外の場合には市の負担とします。「管理上の瑕疵(故意・重過失または自主事業による周辺住民への損害発生」とは、たとえば、異臭、騒音が考えられます。	
12	募集要項P.5 10.指定管理者と市の責任分担	水害の対応	地下駐車場内で、水害(大雨による浸水で車両や設備が水没するなど)が発生した事はありますでしょうか。浸水防止設備の有無を教えて下さい。また、土嚢の設置等、対策を講じた上でもトラブルが発生した場合、賠償及び修繕の責任区分は貴市または、指定管理事業者いずれになりますか。	水害が発生したことはありません。浸水防止設備はありません。天災等の不可抗力による損害の責任分担は「協議」としますが、指定管理者により適切な対応がなされている場合には、市が責任を負うことになります。	

	要綱等のページ	質問表題	質問要旨	回答要旨	補足説明
13	募集要項P.6 IV1(1)工	本店、本部について	営業所でもよいでしょうか。	営業所は、「本店、本部」に該当しません。	
14	募集要項P.6 IV1. 応募資格	単独応募資格について	確認ですが単独応募の場合、営業所が必ずしも弘前市に存する必要はないということでお間違いないでしょうか。	そのとおりです。	
15	募集要項P.7 2.(4)	グループ構成企業の提出書類について	グループで応募する場合、代表法人以外の構成法人は要綱IV2(4)の書類の提出は不要でしょうか。	グループを構成するすべての法人について書類の提出が必要です。	

	要綱等のページ	質問表題	質問要旨	回答要旨	補足説明
16	基準書P.2 (9)	認証機は個数及び割引適用者の範囲	<p>後納措置の方法について認証機による対応を検討しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証機の必要個数 ・認証機を置く場所 ・割引対象者の範囲(exp.市役所来客のみ等) ・割引金額(exp.1時間無料、100円無料、全額無料等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・認証機の必要個数 4台 ・認証機を置く場所 観光館、図書館、市(観光政策課)2台 ・割引対象者の範囲 割引ではなく後納(後日、駐車料の全額について委員会の主催者等が納付する方法)であるため、市が後納が適当であると認めた場合について後納とします。 ・割引金額 全額後納とします。(無料ではありません) 	観光館のテナントや周辺施設から認証機設置の要望があった場合には、市と指定管理者との協議の上、原則として設置希望者の負担により認証機を設置していただきます。現在、観光館駐車場条例に減免規定(この場合、指定管理者が利用料金を收受することができない。)がありませんが、条例改正により減免規定を設ける場合があります。
17	基準書P.2 (12)	精算機対応紙幣	「精算機は、各種紙幣及び硬貨に対応するものとし、」とございますが5千円及び1万円札にも対応したものを使用するということでしょうか。高額紙幣の利用は便利な反面、つり銭切れの原因につながりやすい面もございます。	高額紙幣(1万円札、5千円札、2千円札)への対応は必須ではありません。ただし、近隣に商業施設や両替場所がないため、場内への掲示などにより周知を行うとともに、高額紙幣しか持ち合っていないお客様のための問い合わせ先を明示するほか、やむを得ない場合には後日徴収するなど、柔軟な対応を求めます。	
18	基準書P.2 5.(12)	精算機の対応紙幣について	「精算機は、各種紙幣及び硬貨に対応するものとし、」とありますが、各種紙幣とは、1万円札、5千円札、2千円札、千円札という理解でよろしいでしょうか。	高額紙幣(1万円札、5千円札、2千円札)への対応は必須ではありません。ただし、近隣に商業施設や両替場所がないため、場内への掲示などにより周知を行うとともに、高額紙幣しか持ち合っていないお客様のための問い合わせ先を明示するほか、やむを得ない場合には後日徴収するなど、柔軟な対応を求めます。	

	要綱等のページ	質問表題	質問要旨	回答要旨	補足説明
19	基準書P.3 5.(22)	漏水の対応	地下駐車場内で、漏水は発生していますか。また、漏水等の駐車場躯体に起因してトラブルが発生した場合、修繕の責任区分は貴市または、指定管理事業者のいずれになりますか。	漏水は発生していません。指定管理者の故意、過失又は自主事業による漏水は、指定管理者の責任となります。	
20	基準書P.3 5.(22)	アスファルトについて	場内にアスファルトが剥がれている箇所があるが、この修繕費用は指定管理者が負担するのでしょうか。	場内のアスファルトは、市が管理しますので、走行に支障がある場合は、市の負担で修繕いたします。	
21	基準書P.6 13.(2)①	巡回の回数について	「1日数回巡回し」とは何回位でしょうか。	開場、閉場の際のほか、少なくとも1回以上、巡回することを想定していますが、実態に応じて、指定管理者と協議して決めていきたいと考えます。	

	要綱等のページ	質問表題	質問要旨	回答要旨	補足説明
22	基準書P.6 13(3)①	リモート監視について	リモート監視について具体的に教えてください。	カメラ等を場内に設置し場内を監視することです。	
23	基準書P.6 13(3)③	廃棄物の処分について	清掃の回数や頻度は定められていますか。	具体的には規定していません。必要に応じて対応してください。	
24	資料3 平面図	駐車管理室の撤去可能の可否について	現在、料金精算を行っている駐車管理室を精算機及びゲートの設置位置として利用する目的で、撤去することは可能でしょうか。また、可能である場合、撤去費用は指定管理者の負担となりますでしょうか。	撤去することは可能です。撤去費用は、指定管理者の負担となります。なお、原則として、指定管理期間が満了したとき、現状に回復させる必要があります。 (募集要項P.4 6(2) 参照)	

	要綱等のページ	質問表題	質問要旨	回答要旨	補足説明
25	資料3 平面図	軽自動車専用車室の扱いについて	現在、軽自動車専用車室が14車室ございますが、ライン書き換えの際、普通車用車室としても問題ないでしょうか。	軽自動車専用車室の付近には、防火シャッターの非常扉(くぐり戸)が設置されており、この区画を普通車用車室に変更すると、非常の際、非常扉の開閉ができなくなるおそれがあります。そのため、現状では普通車用車室に変更することはできません。	機械化を行うことにより、軽自動車の入退場数を制御できない場合や、仮に制御できたとしても軽自動車室への普通車の駐車を排除できない場合は、車室を減少させるなどして、すべての区画を普通車用車室に変更することにより、非常扉の開閉を確保してください。なお、車室を示す白線表示は、指定管理者の負担により実施してください。(現況について追加資料参照)
26	資料3 平面図	倉庫部分の工事について	平面図に車室と書かれている部分のうち、現在倉庫となっている部分につきまして、こちらを車室にするための倉庫の撤去費用の負担及び工事業者の手配等は、指定管理者が行うということでしょうか。	倉庫の撤去はできません。	市と協議の上、倉庫の場所を駐車場内の別の場所に移転することは可能です。この場合の諸費用(撤去費、新築費、移転費)は、指定管理者に負担していただきます。(現況について追加資料参照)
27	様式第6号	光熱水費について	様式に光熱水費という項目がありますが、指定管理者が電気料や水道料を負担する場合がありますか。	原則として、指定管理者が負担する光熱水費はありません。	

	要綱等のページ	質問表題	質問要旨	回答要旨	補足説明
28	様式第6号	共済費について	共済費という項目がありますが、具体的にはどのような費用を指していますか。	共済費は、社会保険料等のことであり、具体的には、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料等を指しています。	
29	その他	月極契約の可否について	固定の車室を常時利用できるようにする月極契約を募集する事は可能でしょうか。また、その際に指定管理事業者が車庫証明書を発行することは可能でしょうか。	月極契約については、指定管理者と協議して導入を検討したいと考えております。なお、現状では、市が運営する他の駐車場も含めて、月極契約の実績はありません。導入に当たっては条例改正案を議会に上程し承認を得る必要があります。	
30	その他	定期契約の可否について	一定期間内(主に1ヶ月間)の利用を定額で利用できる定期契約を募集する事は可能でしょうか。※月極契約との違い時間貸し車室の定額利用のため、固定車室を設けず、満車の際は利用できないもの。	月額利用料金の設定については、指定管理者と協議して導入を検討したいと考えております。なお、現状では、条例に月額利用料金が規定されていないため、導入に当たっては条例改正案を議会に上程し承認を得る必要があります。	

	要綱等のページ	質問表題	質問要旨	回答要旨	補足説明
31	その他	トイレの清掃について	駐車場内のトイレは、指定管理者が清掃するのですか。	ビル管理会社が行いますので、指定管理者の業務の範囲外となります。	